平成２３年（フ）第１２１号
函館市陣川町29番地９
債務者　大畑　文夫
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１４８号
北海道二海郡八雲町本町156番地　マンションバウ１号室
債務者　坂本　　喬
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１５０号
函館市高盛町13番９号
債務者　野戸　信子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３１号
岩手県一関市千厩町千厩字鳥羽219番地
債務者　小野寺利之
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第３２号
岩手県一関市大手町６番14号　アネックス大手201、前住所東京都荒川区東日暮里３丁目46番７号　日暮里中央ｃｏｕｒｔ302
債務者　黒沼美和子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第３３号
岩手県大船渡市猪川町字冨岡２番地10
債務者　片淵　孝夫
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１７６０号
さいたま市南区太田窪５丁目18番19号　ヴィラ南浦和Ａ号棟102号室、旧住所さいたま市緑区原山４丁目３番10号
債務者　大西六エ門
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６１号
さいたま市南区太田窪５丁目18番19号　ヴィラ南浦和Ａ号棟102号室、旧住所さいたま市緑区原山４丁目３番10号
債務者　大西　節子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６２号
さいたま市南区大字円正寺512番地１　オークコート106、旧住所さいたま市緑区原山４丁目３番10号
債務者　大西　幸広
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６３号
さいたま市緑区原山４丁目23番24号、旧住所さいたま市緑区原山４丁目３番10号
債務者　大西　　勉
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９９号
埼玉県桶川市大字坂田1570番地の３
債務者　大笹アキノ
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
さいたま市岩槻区仲町１丁目12番16―201号　泉荘
債務者　柳田　　豊
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
さいたま市見沼区大字小深作331番地１　グランデージ大宮１番館Ｃ－５
債務者　森　　信幸
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
埼玉県蕨市中央３丁目29番14号
債務者　古賀　浩二
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
埼玉県蕨市中央３丁目29番14号
債務者　古賀　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８５号
埼玉県鳩ケ谷市三ツ和２丁目９番地の６、旧住所埼玉県鳩ケ谷市南４丁目23番地６―201号
債務者　五十畑佳一
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８６号
埼玉県鳩ケ谷市三ツ和２丁目９番地の６、旧住所埼玉県鳩ケ谷市南４丁目23番地６―201号
債務者　五十畑幸子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係